

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1)基本方針

当社は、「印刷技術を核とした情報産業の担い手として、あらゆるお客様に信頼され評価される企業経営を通して、文化の向上と社会の発展に貢献する」との企業理念のもと、株主をはじめとしたステークホルダーとの円滑な関係を維持するとともに、持続的な成長を図るため、以下の3点をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

1経営基盤の強化による健全性の確保

2法令と企業倫理の遵守、情報セキュリティの強化、環境マネジメントの充実ならびにリスクマネジメントの推進

3透明性を重視した適時・適切な情報開示

(2)コーポレート・ガバナンスの体制について

当社は、社外取締役3名を含む取締役13名で構成された取締役会が、基本方針に基づいた経営戦略・経営計画の策定や重要な業務執行を決定しております。

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役3名で構成された監査役会が、取締役会に対して監視・監督を行っております。また、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置することで、損失の発生未然防止、ならびに、顕在化したリスクに関する対応策の水平展開に努めております。あわせて、内部監査部門の内部監査室と内部統制部門のCSR推進部が各部門のコーポレート・ガバナンスの運営状況について適法性・妥当性を適宜チェックすることで、ガバナンスの強化を図っております。

(3)グループ経営

当社は、当社グループとしての基本的な倫理観や価値観を共有化するために、「企業理念」、「経営信条」、「図書印刷グループ行動指針」を制定しており、相互理解を深めるとともに、共通認識を広めることで、ガバナンス意識の向上を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社の事業領域は、国内が中心で、また、当社の株主における海外投資家の比率は、7.90%（2016.3.31現在）で相対的に低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権行使プラットフォームの利用等）や招集通知等の英訳は、今後、必要が生じた場合に検討します。

【補充原則3-1-2】

当社の事業領域は、国内が中心で、また、当社の株主における海外投資家の比率は7.90%（2016.3.31現在）で相対的に低いため、英語での情報の開示や提供は、今後、必要が生じた場合に検討します。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役報酬は、基本報酬と当期の業績を反映した賞与とで構成されていますが、中長期的な業績を役員報酬に反映することを検討しています。

【補充4-2-1】

当社の取締役報酬は、基本報酬と当期の業績を反映した賞与とで構成されていますが、自社株での支給を含めた役員報酬を検討しています。

【補充4-8-1】

当社は、3名の独立社外取締役が取締役会で当社を取り巻く市場環境や経営課題を理解し、取締役会において積極的に議論できるよう、取締役会の事前協議機関である経営会議に傍聴参加を可能とし、情報交換や認識の共有を図っています。

また、社外取締役および社外監査役は、それぞれ有する知見を個々独立した考えのもとに発揮する必要も高いため、当社では独立社外者のみを構成員とする会合を設置しておりません。

【補充4-8-2】

当社の独立社外取締役3名は、異なる専門知識を有しており、それぞれの立場から取締役会で業務執行取締役の提案・報告に対して、監督や意見陳述を行なっています。

取締役会に必要な情報は、事前の説明や経営会議等の重要会議に参加することで得られており、現時点で独立社外取締役のみを対象とする会合の設置や筆頭独立社外取締役の選任は不要と判断します。

【補充4-10-1】

当社取締役会は、取締役13名のうち3名が独立社外取締役で構成されています。今後、取締役・執行役員候補者の選任や取締役・執行役員報酬の策定に際して、予め独立社外取締役も構成員とした諮問委員会での意見も踏まえ、取締役会に上程することを検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社の「特定事項を開示すべき11原則」に係る開示内容は以下のとおりです。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を政策的に保有する場合、当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断し、取締役会で決議しています。また、取締役会で政策保有株式の保有合理性を定期的に検証しています。

当社は、政策保有株式の議決権について、当社の事業運営への影響や当該会社の状況を総合的に勘案したうえで、適切に行使しています。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、競業取引及び利益相反取引を行なう場合、取締役会での審議・決議を必要としています。

また、事業年度の終了時には、当該事業年度における競業取引及び利益相反取引に関する検証を実施し、適切な監視を行っています。

【原則3－1 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「企業理念」「経営信条」「行動指針」を当社ホームページ等で公表しています。

当社は、「顧客満足度向上にむけ、創造的な事業活動への変革を推進する」を中期経営方針として、「売上拡大」「収益基盤強化」「総合品質保証」「人財育成」に取り組んでいます。あわせて、持続的な成長を図るため、2018年3月期の売上高営業利益率3%を主たる経営指標と定めています。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役3名で構成された監査役会が、取締役会に対して監視・監督を行なっております。また、取締役13名のうち、3名を社外取締役としており、取締役会における意思決定の客観性と透明性を高めています。

当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、下記のとおりです。

- (1) 経営基盤の強化による健全性の確保
- (2) 法令と企業倫理の遵守
- (3) 情報セキュリティの強化
- (4) 環境マネジメントの充実
- (5) リスクマネジメントの推進
- (6) 透明性を重視した適時・適切な情報開示

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬を株主総会の決議により定められた報酬上限額の範囲内で役職別の基本報酬と経営に対する貢献度を勘案した賞与とで支給しています。支給額は、取締役会で協議の上、決定しています。

また、取締役退任時に取締役会で定めた当社における一定の基準に従い、株主総会の決議により、退職慰労金を支給しています。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを勘案し、一定額の基本報酬を支給しています。

当社は、執行役員制度を導入していますが、執行役員の給与については、取締役会で定めた体系に基づき、業績・業務遂行能力の発揮度を反映して決定しています。また、賞与については、各執行役員の業績に対する貢献度に基づき決定しています。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会で決定した経営方針に基づく業務執行は、専門分野における豊富な能力や経験を有する執行役員に委任することにより、実施しています。

当社の取締役候補の指名方針は、下記のとおりで、取締役会で協議の上、株主総会に提案し、決定しています。

- (1) 企業経営者としての豊富な経験や実践的な知見を有する者
- (2) 客観的、専門的な視点から意思決定することができる者

当社の監査役候補の指名方針は、下記のとおりで、監査役会の同意の後、取締役会で協議の上、株主総会に提案し、決定しています。

- (1) 印刷業界の業務や経営に幅広い知見を有する者
- (2) 会計に関する知識が豊富な者

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役会で、上記4. を踏まえて、個々の候補を検討し、選任を決議します。

当社は、社外取締役と社外監査役を含む取締役および監査役候補者の選任理由を、選任時の株主総会招集通知に記載しており、株主総会招集通知は発送前に当社ホームページに掲載しています。

【補充原則4－1－1】

当社は、「取締役会規程」に基づき、会社法等で定める決議事項や報告事項の取締役会上程基準を定めています。

当社の業務執行取締役は、取締役会が定めた「経営会議規程」や「稟議規程」に基づき、取締役会から委託された業務執行を行なっています。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、3名の独立社外取締役を選任し、うち2名を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、検討の結果、東京証券取引所の定める独立性基準を準用して、当社の社外取締役の独立性判断基準とし、それに基づき3名の独立社外取締役を選任しています。

独立社外取締役候補者が当社主要株主や取引先の業務執行者（直近の業務執行者を含む）である場合は、当社取締役会で当社への貢献度と独立性の確保を独立社外取締役や監査役会からの意見も踏まえ、協議し、決定します。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役会は、当社を取り巻く市場環境や経営課題を踏まえ、当社の企業価値向上を目的とした活発な意見交換やそれを実行するための諸施策を決定する場であると位置づけています。

当社の取締役会は、多様な価値観や専門性を有する取締役から構成され、また、各取締役が責任を持って経営に当たるために必要かつ十分な人員体制で運営されています。

当社は、取締役候補者の選任に際しては、社外取締役や監査役会の意見も尊重し、取締役会で協議の上決定します。

【補充原則4－11－2】

当社は、当社の常勤取締役や常勤監査役が他社の役員を兼務する場合は、その妥当性や必要性を取締役会で協議の上決定します。

当社は、他社の役員等を当社の非常勤取締役や非常勤監査役に選任する場合は、当社の取締役会や監査役会に出席が可能な者を取締役会で協議の上決定します。

当社の取締役・監査役の兼務状況については、事業報告や株主総会招集通知参考書類等で開示します。

【補充原則4-11-3】
当社の取締役会は、各取締役に対し、年に1度職務執行状況や取締役会の実効性について調査を行い、その結果に基づき、各取締役の業務執行状況の確認や取締役会全体の実効性について評価します。その結果は取締役会に報告され、昨年度の取締役会は十分な意見交換と審議ができてっていると評価しています。

【補充原則4-14-2】
当社は、定期的に当社を取り巻く市場環境や経営課題に関する役員研修会を年1回開催し、企業価値の向上に向けた情報共有や意見交換を行っています。

当社は、新任取締役・新任監査役に対し、取締役会の運営や理解に必要な知識を習得させるため、制度の説明や外部セミナーへの参加等により、法務・財務知識の習得に努めています。

当社は、社外取締役や非常勤監査役に対し、必要に応じて工場見学を行う等、当社の事業内容の理解促進に努めています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主等との建設的な対話（面談）を促進するため、CSR本部担当取締役を責任者としてCSR・財務・事業戦略各本部間で情報共有や連携を行う体制を整備しています。

当社は、個別面談以外に、株主等との対話の充実を図るため、下記の対応を行っています。

- ・当社ホームページでの開示
- ・定時株主総会での意見聴取や質疑応答

また、当社の経営方針や中長期的な業績について、必要と判断される場合は説明会等の開催を検討します。

株主等に提供する情報は、法令および当社インサイダー取引防止管理規程に基づき、適切に管理し、インサイダー取引の防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
凸版印刷株式会社	44,004,923	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・DIC株式会社口)	6,129,976	7.10
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,559,000	4.12
立花証券株式会社	2,416,000	2.80
東洋インキSCホールディングス株式会社	2,315,000	2.68
図書印刷従業員持株会	1,480,900	1.71
サンシャインG号投資事業組合	1,435,000	1.66
三井住友信託銀行株式会社	1,398,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,094,000	1.26
株式会社学研ホールディングス	1,011,825	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	凸版印刷株式会社 (上場:東京) (コード) 7911

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社の凸版印刷株式会社やそのグループ企業と緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ではありますが、凸版印刷グループの経営方針を踏まえつつ、経営全般について当社独自の経営判断で行っており、一定の独立性が確保されていると考えております。

凸版印刷株式会社やそのグループ企業との取引につきましては、当社と関連を有しない他の当事者との取引条件を参考に決定しております。今後とも、独立性を確保し、凸版印刷株式会社やそのグループ企業との公正な取引を継続することで、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社と、親会社の凸版印刷株式会社やそのグループ企業では、事業の一部が競合関係にあります。市場での自由な競争を行っております。

事業を推進するにあたり、業界における豊富な経験と高い見識によって当社の経営体制全般を強化するため、親会社の凸版印刷株式会社の取締役1名が当社取締役役に就任しておりますが、独立役員2名を含む3名の社外取締役や2名の社外監査役を含む監査役会の意見が取締役会の審議に反映されるなど、当社独自の経営判断ができる状況にあると判断しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村 信彦	公認会計士											
大野 仁	他の会社の出身者			△								
内藤 平	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村 信彦	○	前田道路株式会社の社外監査役であります。同氏が社外監査役を務める前田道路株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。	公認会計士として培われた財務および会計に関する高い知見と経験により、中立・公平な立場での経営監督機能が期待できるものと判断し、選任いたしました。 また、当社と同氏との間に取引関係、利害関係はなく、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反関係が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
大野 仁		昭和45年4月に凸版印刷株式会社に入社し、平成22年4月から平成23年3月まで株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ代表取締役社長を務めておりました。	当業界の経験も豊富であり、業界に精通した見識により、当社業務全般に渡って実効性のある経営監督機能が期待できるものと判断し、選任いたしました。

内藤 平	○	当社が法律顧問契約を締結している「みずき総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は少額であります。 なお、社外取締役への就任にあわせて、当社と同事務所との間の法律顧問契約を解除しております。	弁護士として培われた専門知識と法律に関する知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任いたしました。 また同氏は、法律顧問契約を締結していた「みずき総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は少額であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断し、独立役員として指定いたしました。 なお、社外取締役への就任にあわせて、当社と同事務所との間の法律顧問契約を解除しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、半期に一回会合を持ち、それぞれの監査計画および監査状況の確認をしております。
監査役は、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、監査報告書を受領し、中間監査結果についても同様に報告を受けております。あわせて、監査役は、会計監査人の実査や監査に立ち会っており、会計監査人と十分な連携を図っております。
また、監査役と内部監査部門は、定期的に意見交換するなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杵村 勝博	他の会社の出身者			○										
矢部 隆三	他の会社の出身者			△										

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杵村 勝博		昭和53年4月に凸版印刷株式会社に入社し、平成23年6月から平成27年6月まで同社取締役を務めておりました。	当業界の経験も豊富であり、業界に精通した見識により、当社業務全般に渡って実効性のある経営監視が期待できるものと判断し、選任しております。
矢部 隆三		昭和40年4月に凸版印刷株式会社に入社し、平成20年6月から平成22年6月まで同社取締役副社長を務めておりました。	当業界の経験も豊富であり、業界に精通した見識により、当社業務全般に渡って実効性のある経営監視が期待できるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役報酬は、基本報酬と賞与とで構成されておりますが、中長期的な業績を取締役報酬に反映させることを検討しています。
なお、取締役賞与金については、当期の業績を反映させております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容(平成28年3月期)
取締役の年額報酬総額 204百万円(うち社外取締役 10百万円)
監査役の年額報酬総額 42百万円(うち社外監査役 25百万円)
(注)年額報酬総額には、役員賞与引当金として費用処理した取締役賞与28百万円を含めております。
(注)年額報酬総額には、役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労金54百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役が取締役会で十分な審議を行うため、資料の事前配布および事前説明を行っております。その他理解が不十分な事項については、会議後に詳細説明を行うなど、適宜会議を補うための説明を行っております。さらに発生した重要事項や会社の概況について、定期的に報告を行っております。
また、社外取締役については、取締役会での意見陳述等の参考にするため、取締役会で決議すべき事項に関する事前協議の場として毎月開催する経営会議に傍聴参加が可能となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役及び取締役会】

重要事項の決定および業務執行の監督機関として、取締役会を設置し、定時取締役会として毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、社外取締役3名が実効性のある経営監督を行い、ガバナンス体制の強化に努めております。

また、取締役会で決議すべき事項に関する事前協議の場として、業務執行取締役を構成員とする経営会議を毎月1回開催し、本会議には常勤監査役が出席するとともに、社外取締役の傍聴参加が可能となっております。その他業務執行に係る計画および実績の報告等を行う目的で、業務執行取締役、常勤監査役及び経営幹部が参加する幹部戦略会議を毎月1回開催しております。

【監査役及び監査役会】

取締役の職務執行の監査機関として、監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会を月1回、その他必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役監査につきましては、年次の監査方針、監査計画等に基づき、通常は常勤監査役2名が実施し、その他必要に応じて非常勤監査役も参加しております。あわせて、各監査役は、職務分担に則り、取締役会、経営会議、幹部戦略会議及びその他各種重要会議に出席し意見を述べるなど日常業務におけるガバナンス体制の強化に努めております。

なお、監査役のうち、常勤監査役菅原健司氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【内部監査体制】

当社は、内部監査機関として内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査計画に基づき、経営監査、内部統制監査および業務監査を実施しております。監査結果については、代表取締役、担当取締役および監査役に随時報告し、必要に応じて改善提言を行っております。

あわせて、当社は、監査役、内部監査室と内部統制部門であるCSR推進部との定期的な情報交換会を開催し、情報の共有化を促進することで、ガバナンス体制の強化に努めております。

【会計監査人】

当社はあずさ監査法人に会計監査を依頼しており、前年度、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。なお、当社とあずさ監査法人及び業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

＜業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名＞

- ・指定社員 業務執行社員 福田 秀敏、あずさ監査法人
- ・指定社員 業務執行社員 武田 良太、あずさ監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含めた3名で構成されております。各監査役は、適法適正な監査業務と併せて、当業界における豊富な知識と経験から、取締役に對し大局的な視点で経営全般についての提言を行っており、当社業務全般に渡って実効性のある経営監視を行っております。

また、2名の独立役員を含む社外取締役3名を選任しており、財務・会計や法律に関する高い知見を有する社外取締役や当業界に精通した見識を有する社外取締役により、当社業務全般に渡って実効性のある経営監督が行われております。

以上の体制により、適切なコーポレートガバナンスの実現が可能と考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間以上前に発送することとしています。
その他	株主総会当日は、報告事項の報告・説明にあたってスライド(パワーポイント)を使用し、視覚に訴えたわかりやすい説明に努めました。 また、発送前に株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 http://www.tosho.co.jp/ir/index.html IR資料として、決算短信、有価証券報告書、株主通信等、株主にとって有益と考えられる情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当窓口:CSR推進部広報グループ	
その他	年2回、株主通信を発送する他、当社ホームページに掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念や経営信条に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2008年度からCSR推進部を設置し活動を推進しております。環境保全の取組として、環境ISOの認証取得を行っております。環境に配慮した商品を提供するため、FSC-COC等の認証取得を行っております。個人情報保護を推進するため、プライバシーマークの認証取得を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本方針

当社は、社会の一員としてその責務を遂行すべく、企業活動の基本となる「企業理念」やそれを実現するための「経営信条」を制定し、公正な企業活動に努める。

また、中長期的な経営構想の「経営方針」や短期的な方針の「年度基本方針」を制定し、当社の果たすべき責務を明確にする。

これらの理念や方針に基づく事業活動を当社自ら監視し、統制するため、当社および子会社の業務執行に関する体制や監査に関する体制を取締役会にて以下のとおり決定する。

(2) 業務執行に関する体制

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務の執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令ならびに「定款」および「取締役会規程」により運営し、取締役は、取締役会決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。

また、監査役は、法令ならびに「定款」、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行の適法性を監査する。

当社は、子会社の取締役については、「関係会社事前協議基準」に基づき重要事項に関する協議や報告を受けるとともに、関係会社担当取締役を中心に情報共有を図るなど、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、当該情報の主管部門が法令ならびに「定款」、「取締役会規程」、「稟議規程」、「図書印刷グループ情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」、「インサイダー取引防止管理規程」および「契約業務取扱規程」等に基づき、適切に保存・管理する。

また、取締役および監査役は、職務の執行や監査のため、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

3. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務執行の適正を確保するため、協議や報告を必要とする事項を明確化した「関係会社事前協議基準」に基づき、報告を受ける。

4. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、職務の執行に際して予想される損失を未然に防止するため、グループ全体で必要な対策や教育を実施する。

さらには、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を推進すると同時に、各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い出しを行い、層別化し、そのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を、未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じる。

万一、多大な損失および信用を失墜するような不祥事等企業価値を大きく毀損するような重大な事態が発生する恐れのある事象が生じた場合には、委員会の委員長および担当取締役は、関係部門や代表取締役社長または子会社の担当取締役および代表取締役と協議し、対応するとともに、必要に応じて経過・対応策・再発防止策を取締役会で報告する。

5. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。

また、取締役会を効率的に運営するため、決議または報告すべき事項は、経営会議であらかじめ協議する。

さらに、関係会社担当取締役を中心に子会社の各種重要会議に出席するなど、子会社を含むグループ全体の経営効率の向上を図るとともに、経営施策の実効性を高める。

6. 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「図書印刷グループ行動指針」を定め、子会社についても同行動指針を適用または業態にあわせて一部修正のうえ準用し、この周知徹底を図ることで使用人の職務の執行の適法性を確保する。そのために、コンプライアンスを推進するCSR推進部を設置し、子会社のコンプライアンス関連部門と連携し、グループ全体の法令順守体制の維持・向上と法令順守意識の高揚に努める。

また、「職務分掌・権限規程」を策定し、各職務を明確にする。加えて、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社および子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役、および監査役に報告する体制を構築する。

さらに、法律事務所を窓口とした内部通報制度である「図書印刷グループヘルプライン」を設置し、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行う。業態の異なる子会社についても、同様の仕組みを導入することにより、適切な対応を行う。

7. 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および子会社からなるグループとしての業務の適正を確保し、「企業理念」、「経営信条」、「行動指針」を尊重した経営を行い、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

(3) 監査に関する体制

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務の遂行のため補助すべき使用人を求めた場合は、適任者を配し、監査役の監査を補助する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人選等は、監査役の意見を尊重する。

2. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は、監査役に属するものとする。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人事処遇等は、監査役の意見を尊重する。

3. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示により、各種会議への出席や業務執行部門からの報告を求めることができる。

4. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、代表取締役と経営課題や監査上の重要課題等について、定期的に会合を開催し、意見交換を行うとともに、法令に定める事項のほか協議により定めた報告すべき事項について、取締役および使用人から報告を受ける。

5. 子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、必要に応じて子会社の取締役および使用人から直接報告を受けることができる。また、子会社の取締役および使用人から報告を受けた当社取締役および使用人からも報告を求めることができる。

6. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、その報告が客観的で合理的な根拠に基づき信じたもので誠意あるものである限り、「図書印刷グループ内部通報規程」を準用し、当該報告したことを理由としてなんらの不利益な措置をとらない。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、グループ監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。

また、弁護士その他外部の専門家の意見を必要に応じ聴き、情報交換を行う。

(4) 財務報告に関する体制

当社は、グループの財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセスおよびその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業理念」、「経営信条」に基づき、市民社会の安全・秩序の維持に貢献するため、また、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備を進める。

そのために、反社会的勢力の排除について「図書印刷グループ行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除方針」を制定し、従業員に周知徹底する。また、「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力からの接触を回避する他、警察および社団法人警視庁官内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、情報収集および社内体制の整備を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

